

○宇都宮市交流拠点施設条例施行規則

令和4年9月1日

規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市交流拠点施設条例（令和2年条例第47号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 交流拠点施設の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は休館日以外に臨時に休館することができる。この場合において、休館日の変更及び臨時休館については、あらかじめ公示するものとする。

(使用許可の申請)

第3条 条例第5条第1項の規定により交流拠点施設の使用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、交流拠点施設使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、別表第1の左欄に掲げる使用区分に応じ、同表の右欄に定める期間内に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 申請に係る使用許可の順位は、申請の順序による。

4 前項の規定にかかわらず、別表第1の右欄に定める月の初日（全館使用（大ホール、中ホール、大会議室、小会議室、控室及びパントリーの全ての施設の使用をいう。以下同じ。）の場合については、申請日）において、交流拠点施設の同一施設又は同一附属設備若しくは備品を同一日の同一時間に使用したい旨の申請があったときは、抽選により順序を決定するものとする。ただし、全館使用又は連続して使用したい旨の申請があったときの使用許可の順位は、市長が別に定める。

(使用許可)

第4条 市長は、前条の規定による使用許可の申請について適当と認めるときは、許可を決定し、交流拠点施設使用許可書を当該申請者に交付するものとする。

(使用許可の取消し又は変更)

第5条 使用者は、交流拠点施設の使用を取り消し、又は変更しようとするときは、交流拠点施設使用許可取消変更申請書に交流拠点施設使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による使用許可の取消し又は変更の申請について適当と認めるときは、取消し又は変更を決定し、交流拠点施設使用許可取消変更許可書を当該申請者に交付するものとする。

(使用期間)

第6条 交流拠点施設は、連続して10日間を超えて使用することができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用時間の延長)

第7条 使用者は、やむを得ない事由により使用時間帯を超えて施設等を使用する必要があるときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(附属設備等の使用料)

第8条 条例第7条第1項の附属設備又は備品（以下「附属設備等」という。）及び条例第7条第2項の施設（次条第1項において「施設」という。）の使用料の額は、別表第2のとおりとする。

(使用料の納付)

第9条 使用者は、使用の許可を受ける際（附属設備等及び施設を除く。）に使用料の全部又は100分の30に相当する額を納付（次項において「一部納付」という。）しなければならない。ただし、使用時間の延長に係る使用料は、使用の終了と同時に納付するものとする。

2 前項の規定により一部納付した場合における使用料の残額については、別表第3の左欄に掲げる使用区分に応じ、同表の右欄に定める納期限内に納付しなければならない。

3 使用者は、附属設備等の使用料について、使用終了後、市長が発行する請求書の発行日から14日以内に納付しなければならない。

4 国又は地方公共団体が交流拠点施設を使用する場合又は市長が必要と認める場合にあつては、前3項の規定にかかわらず、別に納期限を定めるものとする。

(使用料の減免)

第10条 条例第7条第4項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、交流拠点施設使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、交流拠点施設使用料減免決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

3 前項の規定により使用料の減免を受けた者は、その減免の理由が消滅したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(使用料の還付)

第11条 条例第7条第5項ただし書に規定する使用料の還付は、当該還付を受けようとする者が、次の表の左欄に掲げる使用区分に応じ、同表の中欄に定める期間内に交流拠点施設使用料還付申請書を市長に提出した場合に限り、これを行うものとする。この場合において、還付する金額は、同表の右欄に定める額とする。

使用区分	期間	金額
1 大ホール及び中ホール	使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。)の前90日まで	使用料の100分の70に相当する額
2 大会議室, 小会議室, 控室及びパントリー	使用日の前30日まで	使用料の100分の70に相当する額

2 前項の規定にかかわらず、市の責めに帰すべき理由により、使用者が施設等を使用できなかった場合は、使用料の全額を還付する。

3 市長は、第1項の規定による申請を承認したときは、交流拠点施設使用料還付決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

(職員の立入り)

第12条 交流拠点施設の職員(以下「職員」という。)は、交流拠点施設の管理運営上必要があると認めるときは、使用中の場所に立ち入ることができる。この場合において、使用者は、これを拒むことができない。

(事前打合せ)

第13条 使用者は、事前に職員と使用する施設等の使用方法その他必要な事項を打合せしなければならない。

(使用者の遵守事項)

第14条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収容人員を超えて入場させないこと。
- (2) 入場者の安全確保の措置を構ずること。
- (3) 交流拠点施設内外の秩序を保つため必要な責任者及び整理員を置くこと。
- (4) 施設等を毀損し、又は汚損したときは、その旨を届け出ること。
- (5) 交流拠点施設の使用が終了したときは、遅滞なく使用した附属設備等を所定の位置に戻し、職員の点検を受けること。

(6) 入場者に条例第4条第1項各号に掲げる行為をさせないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、交流拠点施設の管理上支障があると認められる行為をしないこと。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第15条 条例第14条の規定により指定管理者に交流拠点施設の管理を行わせる場合における第3条から前条まで、別表第1から別表第3（備考を含む。）まで及び附則第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条の見出し	使用許可	利用許可
第3条第1項	使用許可を	利用許可を
	交流拠点施設使用許可申請書	交流拠点施設利用許可申請書
	市長	指定管理者
第3条第2項	使用区分	利用区分
	市長	指定管理者
第3条第3項	使用許可	利用許可
第3条第4項	全館使用	全館利用
	使用を	利用を
	使用したい	利用したい
	使用許可	利用許可
	市長	指定管理者
第4条の見出し	使用許可	利用許可
第4条	市長	指定管理者
	使用許可の	利用許可の
	交流拠点施設使用許可書	交流拠点施設利用許可書
第5条の見出し	使用許可	利用許可
第5条第1項	使用者	条例第5条第1項の許可を受けた者
	使用を	利用を
	交流拠点施設使用許可取消変更申請書	交流拠点施設利用許可取消変更申請書

	交流拠点施設使用許可書	交流拠点施設利用許可書
	市長	指定管理者
第5条第2項	市長	指定管理者
	使用許可	利用許可
	交流拠点施設使用許可取消変更許可書	交流拠点施設利用許可取消変更許可書
第6条の見出し	使用期間	利用期間
第6条	使用	利用
	市長	指定管理者
第7条の見出し	使用時間	利用時間
第7条	使用者	条例第5条第1項の許可を受けた者
	使用時間帯	利用時間帯
	使用	利用
	市長	指定管理者
第9条の見出し	使用料	利用料金
第9条	使用者	条例第5条第1項の許可を受けた者
	使用の	利用の
	使用料	利用料金
	使用時間	利用時間
第9条第2項	使用料	利用料金
	使用区分	利用区分
第9条第3項	使用者	利用者
	使用料	利用料金
	使用終了後	利用終了後
	市長	指定管理者
第9条第4項	使用	利用
	市長	指定管理者
第10条の見出し	使用料	利用料金

第10条第1項	使用料の	利用料金の
	交流拠点施設使用料減免申請書	交流拠点施設利用料金減免申請書
	市長	指定管理者
第10条第2項	市長	指定管理者
	交流拠点施設使用料減免決定通知書	交流拠点施設利用料金減免決定通知書
第10条第3項	使用料	利用料金
	市長	指定管理者
第11条の見出し	使用料	利用料金
第11条第1項	使用料の	利用料金の
	使用区分	利用区分
	交流拠点施設使用料還付申請書	交流拠点施設利用料金還付申請書
	市長	指定管理者
	使用しよう	利用しよう
	使用日	利用日
第11条第2項	市	指定管理者
	使用者	条例第5条第1項の許可を受けた者
	を使用	を利用
	使用料	利用料金
第11条第3項	市長	指定管理者
	交流拠点施設使用料還付決定通知書	交流拠点施設利用料金還付決定通知書
第12条	使用中	利用中
	使用者	条例第5条第1項の許可を受けた者
第13条	使用者	条例第5条第1項の許可を受けた者

	使用する	利用する
	使用方法	利用方法
第14条の見出し	使用者	条例第5条第1項の許可を受けた者
第14条	使用者	条例第5条第1項の許可を受けた者
	使用	利用
	使用した	利用した
別表第1	使用区分	利用区分
別表第1の1の項	全館使用	全館利用
	使用日	利用日
別表第1の2の項	全面使用	全面利用
	一体使用	一体利用
	使用日	利用日
別表第1の3の項	分割使用	分割利用
	使用日	利用日
別表第1の4の項	の使用	の利用
	一体使用	一体利用
	使用日	利用日
別表第1の5の項	の使用	の利用
	使用日	利用日
別表第1備考	使用区分	利用区分
	使用	利用
別表第2その他設備の部東西ストリークの項	一体使用時	一体利用時
別表第2その他設備の部持込器具電気使用料の項	持込器具電気使用料	持込器具電気利用料金
	使用する	利用する
別表第2その他設備の部冷暖房設備使用料の項	冷暖房設備使用料	冷暖房設備利用料金
	全面使用時	全面利用時

項	分割使用時	分割利用時
別表第2備考第1項及び第2項	使用料	利用料金
別表第3使用区分の欄	使用区分	利用区分
別表第3の1の項	全館使用	全館利用
	使用の	利用の
	市長	指定管理者
	使用日	利用日
別表第3の2の項及び3の項	使用の	利用の
	市長	指定管理者
	使用日	利用日
別表第3備考	使用区分	利用区分
附則第3項	使用日	利用日
	使用料	利用料金

(様式)

第16条 この規則に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年11月30日から施行する。

(使用料の特例)

2 冷暖房設備使用料は、別表第2の規定にかかわらず、当分の間、無料とする。

(納期限の特例)

3 第9条第2項の規定にかかわらず、令和4年11月30日から同年12月28日までの使用日における使用料の残額の納期限については、同条第3項の規定を準用する。

別表第1 (第3条関係)

使用区分	期間
1 全館使用	使用日の前7日まで
2 大ホールの全面使用、中ホール	使用日の属する月の24月前の月の初日(初日が休館日に

の全面使用又は大会議室201及び202の一体使用	当たるときは次の開館日。以下この表において同じ。)から使用日の前7日までの間
3 大ホール又は中ホールの分割使用	使用日の属する月の18月前の月の初日から使用日の前7日までの間
4 大会議室の使用又は小会議室101から108まで若しくは小会議室401から403までの一体使用	使用日の属する月の12月前の月の初日から使用日の前7日までの間
5 小会議室の使用	使用日の属する月の6月前の月の初日から使用日当日までの間

備考 複数の使用区分に該当する場合については、それぞれの期間のうち、申請の開始が最も早い期間を適用し、複数の使用を同時に申請することができる。

別表第2 (第8条関係)

区分	品名	施設別	単位	金額	備考
舞台 備品	平台	ホール及び大会議室共通	1台	250円	箱足及び木台付
	仮設ステージ (大)	ホール及び大会議室共通	1台	1,150円	階段付
	仮設ステージ (小)	ホール及び大会議室共通	1台	850円	階段付
	舞台袖目隠しパネル	ホール及び大会議室共通	1台	450円	
	金屏風	ホール及び大会議室共通	1双	1,050円	
	銀屏風	ホール及び大会議室共通	1双	1,050円	
	バレエシート	ホール共通	1枚	1,850円	設置及び撤去費用別
	ジョーゼット	ホール共通	1枚	1,200円	
	演奏用椅子	ホール共通	1脚	100円	
譜面台	ホール共通	1台	100円		

	指揮者台	ホール共通	1台	800円	
	旗	共通	1枚	50円	旗台含む。
	花台	共通	1台	150円	
	演台 (大)	共通	1台	400円	
	演台 (中)	共通	1台	350円	
	演台 (小)	共通	1台	300円	
	めくり台	共通	1台	100円	
	グランドピアノ	ホール共通	1台	12,400円	
照明 設備	平凸レンズスポットライト	ホール共通	1台	350円	
	フルネルレンズスポットライト	ホール共通	1台	350円	
	エリプソイダルスポットライト	中ホール	1台	300円	
	アッパーホリゾンライト	中ホール	1列	3,100円	
	ローアホリゾンライト	中ホール	1台	250円	
音響 設備	ワイヤレスハンドマイク	共通	1本	350円	
	ワイヤレスピンマイク	共通	1本	450円	
	ヘッドセットマイク	共通	1本	400円	
	ダイナミックマイク	共通	1本	100円	
	コンデンサーマイク	共通	1本	450円	
	グースネックマイク	共通	1本	250円	
	移動型会議システムマイク ユニット	共通	1式	12,650円	
	マイクスタンド	共通	1台	100円	
	マルチケーブル	共通	1式	550円	
	ポータブルPAシステム	共通	1式	700円	
	移動型スピーカーA	共通	1台	2,550円	
	移動型スピーカーB	共通	1台	1,100円	
	移動型スピーカーC	共通	1台	200円	
移動型スピーカーD	共通	1台	250円		

	ダブルカセットデッキ	共通	1台	550円	
	SS/CD レコーダー	共通	1台	900円	
映像 設備	液晶ディスプレイA	共通	1台	500円	
	液晶ディスプレイB	共通	1台	850円	
	液晶モニターA	共通	1台	850円	
	液晶モニターB	共通	1台	1,750円	
	大ホール用プロジェクター	大ホール	2台	43,150円	スクリーン含む。
	中ホール用プロジェクター	中ホール	1台	43,650円	スクリーン含む。
	大会議室用プロジェクター	大会議室	1台	8,950円	スクリーン含む。
	1階小会議室用プロジェクター	小会議室	1台	950円	
	4階小会議室用プロジェクター	小会議室	1台	1,200円	
	プロジェクターA	共通	1台	8,600円	
	プロジェクターB	共通	1台	450円	
	1階小会議室用スクリーン	小会議室	1台	600円	
	4階小会議室用スクリーン	小会議室	1台	950円	
	モバイルスクリーン	共通	1台	250円	
	ブルーレイ・DVDレコーダー	共通	1台	100円	
	ポータブルブルーレイ・DVDプレーヤー	共通	1台	250円	
	レーザーポインター	共通	1台	50円	
	手元灯	共通	1台	50円	
その他 設備	スタッキングチェアA	共通	1脚	50円	
	スタッキングチェアB	共通	1脚	50円	
	スタッキングチェアB 着	共通	1台	50円	

脱式メモ台				
会議室机 A	共通	1台	100円	幕板あり。
会議室机 B	共通	1台	100円	
会議室机 C	共通	1台	50円	
丸卓	共通	1台	100円	
受付用カウンターテーブル	共通	1台	100円	
展示パネル	共通	1台	50円	
ホワイトボード	共通	1台	50円	
三つ折りパーテーション	共通	1台	150円	
ベルトパーテーション	共通	1枚	50円	
誘導用サインボードスタンド	共通	1台	50円	
除湿器	共通	1台	400円	
東西ストリート		1平方メートルにつき	20円	小会議室101から104までの一体使用時に限る。
持込器具電気使用料	大ホール	1キロワットにつき	200円	持込機材を使用する場合
冷暖房設備使用料	大ホール	1時間につき		全面使用時には8,300円、分割使用時には4,200円

備考

- 1 使用料は午前、午後及び夜間の時間帯ごとに徴収する。
- 2 この表に掲げるもの以外の附属設備及び備品等の使用料の額は、類似する附属設備又は備品等の使用料の額に準じて算定した額とする。

別表第3（第9条関係）

使用区分	納期限
1 全館使用	使用の許可後，市長が発行する請求書の発行日から使用日の30日前まで
2 大ホール及び中ホール	使用の許可後，市長が発行する請求書の発行日から使用日の30日前まで
3 大会議室，小会議室，控室及びパントリー	使用の許可後，市長が発行する請求書の発行日から使用日の14日前まで

備考 複数の使用区分に該当する場合については，それぞれの納期限のうち，納期限が最も早い期間を適用する。